（工事設計等の変更の申請及び届出）

第十二条　［略］

2　前項の申請書又は届出書の様式は、別表第四号のとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては、第二十条の十三に定める様式によることができる。

［3～5　略］

（遭難自動通報局等の免許手続の簡略）

第十五条の五　［略］

［一　略］

二　アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）であつて、適合表示無線設備その他の総務大臣が別に告示する無線設備のみを使用するもののうち、当該無線設備の送信機に附属装置（当該送信機の外部入力端子に接続するものであつて、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものに限る。）を接続するもの

三　前二号以外の無線局であつて、総務大臣が別に告示するもの

［2・3　略］

（再免許の申請）

第十六条　［略］

2　前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては、第二十条の十三に定める様式によることができる。

（申請の期間）

第十八条　再免許の申請は、次の各号に掲げる無線局の種別に従い、それぞれ当該各号に掲げる期間に行わなければならない。ただし、免許の有効期間が一年以内である無線局については、その有効期間満了前一箇月までに行うことができる。

一　アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）　免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間

二　特定実験試験局　免許の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間

三　前二号に掲げる無線局以外の無線局　免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間

［2・3　略］

第二節の四　アマチュア局の様式の特例

（アマチュア局の様式の特例）

第二十条の十三　次の表の上欄に掲げるアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。以下この条において同じ。）の申請又は届出は、中欄に掲げる申請書又は届出書の様式並びに無線局事項書及び工事設計書の様式の区分に応じ、それぞれ下欄の様式によることができるものとする。

（工事設計等の変更の申請及び届出）

第十二条　［同上］

2　前項の申請書又は届出書の様式は、別表第四号のとおりとする。

［3～5　同上］

（遭難自動通報局等の免許手続の簡略）

第十五条の五　［同上］

［一　同上］

［新設］

二　前号以外の無線局であつて、総務大臣が別に告示するもの

［2・3　同上］

（再免許の申請）

第十六条　［同上］

2　前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。

（申請の期間）

第十八条　再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上一年を超えない期間、特定実験試験局にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間、その他の無線局にあつては免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が一年以内である無線局については、その有効期間満了前一箇月までに行うことができる。

［新設］

［新設］

［新設］

［2・3　同上］

［新設］